広島大学病院看護職員の二交替制勤務の試行に係る暫定措置要項を次のように定める。(案)

平成28年　月　日

広島大学長　越智　光夫

広島大学病院看護職員の二交替制勤務の試行に係る暫定措置要項

(趣旨)

第1　この要項は，広島大学職員給与規則(平成16年4月1日規則第88号。以下「給与規則」という。)第42条並びに広島大学職員の労働時間，休日及び休暇等に関する規則(平成16年4月1日規則第91号。以下「労働時間等規則」という。)第26条の規定により広島大学病院(以下「病院」という。)に勤務する看護職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した多様な勤務形態の整備を目的として試行的に導入する二交替制勤務に係る暫定的な措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(試行対象者)

第2　二交替制勤務の対象となる者(以下「試行対象者」という。)は，病院看護部に勤務する看護職員(以下「看護職員」という。)のうち，二交替制勤務を申し出た者で，所属する看護単位の業務の特殊性等を勘案して，看護部長が二交替制勤務を認めたものとする。

(試行期間)

第3　二交替制勤務の試行期間は，平成28年10月1日から平成29年3月31日までとする。

(二交替制勤務)

第4　二交替制勤務は，労働時間等規則第6条に規定する1月以内の変形労働時間制とし，起算日は，試行対象者が二交替制勤務を行う月の初日とする。

2　労働時間等規則第6条第3項の規定にかかわらず，試行対象者の各日の労働時間及び休憩時間は，次の表のとおりとする。

勤務形態	労働時間	休 憩 時 間
日勤	8時30分から17時15分まで	12時から13時まで
長日勤	8時30分から20時45分まで	12時から13時まで
夜勤	20時から翌日9時まで	4時15分から5時15分まで

(夜間看護手当)

第5　第4第2項の表の勤務形態欄に掲げる夜勤を行った試行対象者には，給与規則第33条第2項第7号に規定する夜間看護手当として，勤務1回当たり7,900円を支給する。

(二交替制勤務の希望等の申出)

第6　二交替制勤務を希望する看護職員は，試行期間の開始前においては病院看護部が指定する期日までに，試行期間中においては二交替制勤務を行おうとする月の前月の初日までに，所属する看護単位の看護師長に申し出るものとする。

2　試行対象者が二交替制勤務の申出を取り下げるときは，二交替制勤務を取りやめようとする月の前月の初日までに，所属する看護単位の看護師長に申し出るものとする。

3　前2項の申出は，1月を単位として行うものとする。

(意見聴取等)

第7　大学は，看護職員に対し，平成29年1月及びその他必要と認める時期にアンケートを

実施し，二交替制勤務の改善策等について意見を聴取する。

2　大学は，前項のアンケートの結果を参考に，二交替制勤務の改善策を講ずるとともに，二交替制勤務を正式に導入するかどうかについて検討するものとする。

（健康及び安全への配慮）

第8　大学は，二交替制勤務により8時間を超える労働時間を割振ることに鑑み，試行期間中における試行対象者の健康の保持増進及び安全の確保について，一層の配慮をする。

附　則

この要項は，平成28年○月○日から施行する。

（制定理由）

病院に勤務する看護職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した多様な勤務形態の整備を目的として試行的に導入する二交替制勤務に関し必要な事項を定めることとするため。